

○國學院大學大学院入学以前の既修得単位及び履修科目の単位の認定に関する規程
(大学院学則第21条)

平成9年2月7日

(趣旨)

第1条 この規程は、國學院大學大学院学則（以下「本大学院学則」という）第21条の規定に基づき、新たに本大学院博士前期課程の第1学年に入学した学生の大学院における既修得単位の認定について定めるものとする。

(認定手続)

第2条 単位の認定は、学生からの申請に基づき、研究科委員会で審議の上決定する。

(認定単位数)

第3条 本規定による本大学院入学以前の単位の認定は、本大学院における修得単位を除いて10単位を超えないものとする。

(申請手続)

第4条 既修得単位の認定を受けようとする者は、次の書類を整え、入学年次の前期授業開始日までに、大学院事務課に提出するものとする。

- (1) 既修得単位認定申請書（本大学院所定用紙）
- (2) 既修得単位に係る大学院の在学又は在籍期間証明書及び成績証明書
- (3) 既修得単位に係る大学院の成績証明書

第5条 学士課程在学中に、本大学院開講科目を履修し合格した科目の単位認定を受けようとする者は、次の書類を整え、入学年次の前期授業開始日までに、大学院事務課に提出するものとする。

- (1) 単位認定申請書（本大学院所定用紙）
- (2) 本大学院の成績証明書

(改廃手続)

第6条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。